

| 会 議 報 告 書 | | |
|-----------|--|--------|
| 会 議 名 | 第 2 回草津市地域密着型サービス運営委員会記録 | |
| 開 催 日 時 | 平成 2 8 年 3 月 9 日 (水) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0 | |
| 開 催 場 所 | 草津市役所 8 階 大会議室 | |
| 委 員 | 氏 名 | 氏 名 |
| | 佐藤 卓利 | 中西 大輔 |
| | 清水 啓司 | 小賀野 京子 |
| | 片岡 美弥子 | 高島 聡 |
| | 山根 明美 | 堀 裕子 |
| | 卯田 正明 | |
| 事 務 局 | 健康福祉部：小川副部長 | |
| | 介護保険課：居川課長、福留専門員、村上主査、宮崎主事 | |
| 記 録 作 成 者 | 介護保険課 介護保険グループ 村上 | |
| そ の 他 | 傍聴者 2 名 | |

○居川介護保険課長 皆様、こんにちは。本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、第 2 回草津市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきますと思います。

本日の委員会には 9 名中 8 名の委員の皆様が、現時点で御出席いただいておりますので、草津市附属機関運営規則第 6 条第 1 項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、この委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

本委員会は、草津市審議会等の会議の公開等に関する指針の規定により、市民の皆様に関することとなっております。本日の会議開催にあたりましては、傍聴人として 2 名の方にお越しいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、本委員会で御審議いただいた内容につきましては、会議録としてまとめさせていただきます。草津市のホームページに公開をさせていただきます。

それでは、会議の開催に先立ちまして、健康福祉部副部長の小川が、御挨拶を申し上げます。

○小川健康福祉副部長 皆様、こんにちは。第 2 回草津市地域密着型サービス運営委員会の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

日頃は、市政各般、とりわけ高齢者の福祉の推進につきまして、御支援・御協力を賜り

ましてありがとうございます。

また、本日は、大変お足元の悪い中、また、皆様方お忙しい中をこの会議に御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会ですけれども、まず最初に、この3月に新しく開設されます小規模多機能型居宅介護事業所の指定につきまして、御審議をいただきたいと考えております。

その後、今年度実施いたしました地域密着型サービス事業所への実地指導につきまして、その状況と指導内容につきましての御報告させていただきたいと思っております。

また、平成28年度の介護保険制度の改正によりまして、地域密着型通所介護という新しいタイプのサービスが、創設されることになっております。これに伴いまして、只今、市議会が会期中ですが、この議会に条例改正の議案を上程させていただいておりますので、そのことについても御報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、今、申しあげましたように、この地域密着型サービスで取り扱っていただきますサービスの指定案件が、今後、増えてくると考えておりますので、そういった取り扱いにつきまして、この委員会の運営等につきましても、皆様から御意見がいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○居川介護保険課長 それでは、これ以降の進行につきましては、佐藤委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

今、小川副部長から、本日の議事について、御案内いただきましたが、あらかじめ委員の皆さんには、資料を送らせていただいております。資料の確認について事務局から願います。

○事務局 お手元にある資料を御覧ください。

まず、資料1-1ですが、地域密着型サービス事業所の指定についての資料になっております。

資料1-2も同じく地域密着型サービスの指定の資料になっておりまして、ボリュームがありますが、こちらが事業者から提出された指定にかかる申請様式等をまとめたものになっております。

資料2ですが、平成27年度の実施指導結果について取りまとめたものとなっております。

次に、資料3-1についてですが、介護保険制度改正について、両面刷り、1枚ものの資料になっておりまして、先ほど冒頭でも申しあげましたが、地域密着型通所介護が創設されることから、その移行についての資料になっております。

次に、資料3-2ですが、同様に介護保険制度にかかる資料でして、こちらの資料につきましては、市条例の改正ということで、条例を上程しておりますので、そちらの条例案の新旧対照表をつけさせていただいております。

次に、資料4ですが、地域密着型サービス事業所指定の取り扱いについてということで、今後の地域密着型サービス運営委員会の中で、どのように案件として扱っていくかということ審議していただきたいということで、考え方等を取りまとめさせていただいております。

最後に、お手元にありますピンクのファイルですけれども、こちらは地域密着型サービスの基準を市の条例で定めておりますので、それをまとめたものになっておりまして、今後の委員会のたびに使っていただきたいと思っておりますので、当委員会の終了後には、回収させていただきたく思っております。

また、同様に、資料1-2につきましても、法人から提出されている資料となっておりますので、当委員会終了後に回収させていただく予定となっておりますので、御了承ください。

お手元の資料に不足はありませんでしょうか。

それでは、議事「(1)小規模多機能型居宅介護事業所の指定について」、説明させていただきたいと思っております。

今回の指定に際しましては、事前に、私どもで当該事業所の写真を撮らせていただいておりますので、その写真を御覧いただきながら、お手元の資料1-1、1-2と一緒に説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1-2が、事業所指定申請にかかる資料ということで、それに基づいて資料1-1のほうに要約させていただいております。

そして、ピンクのファイルですけれども、小規模多機能型居宅介護事業所の基準につきましては、介護の基準のほうは41ページから55ページまで、予防の基準のほうは20ページから35ページまでが対象となっておりますので、御参照をお願いします。

それでは、まず、こちらが新規指定を予定しております小規模多機能型居宅介護事業所

一步の外観となっております。まず、こちらの事業所ですが、所在地は、草津市矢橋町155番地の1にありまして、指定申請者は、特定非営利活動法人ケアステーション一步、代表取締役小西峰生となっております。なお、小規模多機能型居宅介護事業所とあわせまして、通所介護事業所及び有料老人ホームを併設される予定となっておりますので、報告いたします。

資料1-1の中段を御覧いただきたいのですが、事業所から御提出いただきました運営規定等から抜粋させていただいております。まず、それぞれ事業の目的、運営方針、そしてサービスの内容というような形で順に挙げさせてもらっています。こちらの事業所のサービスについては、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスをあわせまして、柔軟にサービスを提供する小規模多機能型居宅介護というサービスになっていまして、営業日は2ページにありますが、毎日営業の365日の営業となっております。通いサービスの営業時間は、9時半から16時まで、16時から翌日9時半までが宿泊サービスの営業時間となっております。

また、訪問サービスにつきましては、24時間随時対応のサービスとなっております。

2ページの中段を御覧ください。こちらは、現在、この地域密着型サービスの基準として、ピンクのファイルで、市の条例で設けているところなのですが、市の条例と、今回、提出いただいた法人の申請を左右対照させるような形で記載させてもらっております。まずは、人員に関する基準ですが、市条例の基準では、通いサービス、利用者3人に対し1人というところで、小規模多機能型居宅介護事業所一步におかれましては、介護サービスの登録定員が18名ということですので、3人に1人ということは、6名いれば、基準を満たすこととなりますが、一步は、7名いらっしゃるということで、基準を満たしております。

また、訪問サービスにつきましても、常勤換算方法で、1名以上という基準がありまして、そちらは2人配置をいただいておりますので、こちらも基準に該当しております。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤職員は、1人以上置くというような基準があるのですが、こちら夜間に関しましては、2人配置をする予定をしているということで、こちらのほうも基準を満たしております。

また、この介護サービス従業者や訪問サービスを行う従業者のうち、常勤職員が1名以上という基準がありますが、こちらも常勤職員は5名いらっしゃいまして、こちらも基準を満たしております。

また、従業者のうち1名以上が看護師または准看護師という基準がありますが、こちら、常勤の看護師を1名、非常勤の看護師を1名、合計2名配置される予定ということで、こちらのほうも基準を満たしております。

次は3ページに移りまして、まず、介護支援専門員につきましては、管理者と兼務で配置をされる予定をしております、管理者につきましては常勤専従が要件になっておりますが、管理業務に支障がなければ、兼務が可能となっておりますので、こちらも基準を満たしております。また、管理者の要件としまして、3年以上認知症である者の介護を経験されている方、および該当の研修を修了されている方という要件がありますが、当事業所の管理者におかれましては、認知症介護従業期間が3年以上ありまして、該当の研修につきましては、現在、受講中ですので、当該事業所の開設までには、基準を満たす予定となっております。

代表者につきましても、認知症対応の従事経験等厚生労働大臣の定める研修を修了していることという要件がありますが、こちらにつきましても要件を満たされていることを確認しております。

続きまして、3ページ中段の設備に関する基準の説明をします。まず、登録定員ですが、基準では29人以下までを登録定員として設けることができますが、一步も登録定員は29名で予定されております。先ほど申しあげた、通いサービスの利用定員につきましては、一步は18名で予定をされております。

また、宿泊サービスの利用定員につきましては、通いサービスの利用定員の3分の1から9人までという基準がありまして、18名のサービスの利用定員ですので、6名から9名までというところで基準が設けられることとなりますが、一步では、6人の宿泊サービスの利用定員を予定されております。

次に、居間および食堂ですが、機能を十分に発揮し得る適当な広さというと基準がありますが、介護サービスの利用定員15名以上の場合は、定員掛ける3平米というような基準がありまして、こちら通いサービスを18名予定していますので、18名掛ける3平米で、54平米が必要となります。私どもが直接現地へ行き、実際の面積を測定しております、54.96平米ありましたので、こちらのほうも基準を満たしております。こちらで、前のスクリーンに注目していただきたいのですが、こちらが、小規模多機能型居宅介護事業所一步の外観となっております、ちょっと引いた写真で撮ると、隣接しているのですが、同じ特定非営利活動法人一步が経営されています、デイサービス一步が隣接され

ている形となっております。こちらが玄関になっていまして、入って左のほうは、小規模多機能型居宅介護事業所の空間となっております。こちらが、居間および食堂となる予定の場所となります。奥に、キッチンスペースがあるのですが、キッチンスペースから撮っています写真のアップはこのような形で、十分な広さを備えられているということ、私どもものほうでも確認させていただきました。

こちら、宿泊室に続く廊下になりますが、右のほうにガラス張りの部屋があります。こちらは事務室になっていまして、事務室にいても利用者を見守れる体制をつくれているというような造りとなっております。

続きまして、宿泊室の定員というところになりますが、一步では、個室定員が1名で、6部屋用意されていまして、基準上は、個室の床面積、7.43平米以上を満たす必要がありますが、こちらのほうで測定させていただいたところ、全ての部屋が7.5平米以上ありましたので、基準を満たしていることを確認しております。

個室のほうは、このような形になっていまして、ベッド等が置かれる予定となっております。

続きまして、個室以外も確認をさせていただいておりまして、お風呂につきましては、写真のとおりとなっております、個浴で対応される予定となっております。

また、トイレは、このような形となっております。

続きまして、消火設備等につきましては、消防法、その他に規定された設備ということで、基準上設けられておりますが、スプリンクラー、自動火災報知機、火災通報知器等が設置されていることを確認させていただいております。

立地につきましては、基準上、家族や地域の方との交流の機会が確保できる地域に建設されることとありますが、住宅地に隣接して建てられており、町内会にも既に参加済みということで、地域の方との交流も期待できるような計画となっております。

続きまして、4ページ中段を御覧ください。運営に関する基準になりますが、基準上、運営推進会議というものが必要になってまいりまして、こちらは、地域密着型サービス事業所につきましては、2カ月に1度、市職員、地域包括支援センターの職員、地元の方、家族、利用者が集まりまして、運営に関する会議を開くという規定がありますが、こちらにつきましても、一步については、運営規定に明記されていまして、また、2カ月に1度の運営推進会議を開く予定をしております。

このことから、当該事業所がそれぞれの基準を満たしておることを確認しております。

簡単ではございますが、資料1-1及び1-2の関する説明は以上となります。

また、当該指定にかかる部分ではありませんが、併設事業所についても一部写真を撮ってまいりましたので、御紹介いたします。こちらが併設のデイサービスを行う機能訓練室になっておりまして、十分な広さが確保されていることを確認させていただいております。また、こちらは、同じ建物の2階にあるのですが、有料老人ホームを併設予定ですので、こちら有料老人ホームの居間のような空間になっており、十分な広さがあると確認しております。有料老人ホームの個室になりますが、このような室内になっております。

以上で、非常に簡単ではございますが、小規模多機能型居宅介護事業所一步につきまして、市における基準条例を満たしている計画ということを確認しております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。

今、小規模多機能型居宅介護事業所一步の状況について、全般的な説明をしていただきました。今の御説明の中で、わからなかった点や、もう少し聞きたい点とかあれば、おっしゃってください。

いかがですか。では、皆さんがお聞きしやすいように私のほうからお伺いします。今の説明だと、2階が有料老人ホームですか。同時開所になるのですか。

○事務局 同時開所で予定されています。

○委員長 有料老人ホームはどこが許可を出すのですか。

○委員 県の介護保険室になります。

○委員長 有料老人ホームの入居者は何名ですか。

○事務局 5名になります。

○委員長 5名ですか。有料老人ホームでサービス提供される方は、小規模多機能型居宅介護のサービス提供も両方やる体制になるのか、それぞれ別々なのかどうなのでしょう。

○委員 基本的には、別々の人員配置となります。

○委員長 別立てですね。

○事務局 そうです。隣にデイサービスをやるのですが、こちらも指導権限はまだ県ですが、来年度から市のほうに移りますので、人員の配置をしばらくは確認しながら、混ざらないようにしていかないといけないと考えます。

○委員長 県と市のほうで、連携しながらよろしくお願ひしたいなと思います。

○委員 管理者の件についてお伺いします。

○委員長 資料1-1ですね。

○委員 この中で、3年以上認知症である者の介護経験を有していることと、研修を受講することという要件になっているのですが、当事者の方については3年以上の経験があるけれども、研修については、3月8日、9日に研修受講予定ということで、それは確認されたのでしょうか。

○事務局 先日、市にも来ていただきまして、明日受講をされることになっております。

○委員 明日行くのだけれど、行ったということをどのように確認される予定ですか。

○事務局 本日、この委員会の後になるかと思いますが、確認をさせていただきたいと思ひます。

○委員 わかりました。

○事務局 研修の受講申し込みに際しましては、市町からの推薦状が必要になりまして、その推薦状も送付させていただいているところでございます。また、研修元からも研修参

加が認められた形で返事がありましたので、そのことと合わせ、確認はもちろんさせていただきます。予定をしております。

○委員長 ほかいかがですか。

○委員 少し教えていただきたいのですが、認知症介護従事経験というのは、認知症専門のというか、特定の事業所での経験ということなのですか。特養での勤務等も全て含まれるということでしょうか。

○事務局 特別養護老人ホームや他の介護サービスでの従事経験も含まれるような形になります。

○委員 では、全てのサービス事業所へ勤めていれば、これはクリアという形ですか。

○事務局 そうです。

○委員 わかりました。

○委員長 ほか、いかがですかですか。なかなか書類だけではイメージもしづらいわけですが、今回は、開設にかかわっての指定ということですので、まだ実際上は事業をされていない、サービスを提供されていないので、こういう形にならざるを得ないということでしょう。

○委員 少し補足しますと、この一歩につきましては、矢橋の地域の中で、デイサービスを3カ所から、今、2カ所に減らされましたけども、それと、居宅介護支援事業所を平成20年ぐらいからされています。小規模多機能型居宅介護事業所の運営は初めてですが、介護事業に関しては、実績をお持ちのところには違いありません。

○委員長 関連して、委員にお聞きしますが、従来からNPO法人ケアステーション一歩の運営のチェック等は、県のほうでされているのですか。

○委員 はい、県の方で実施しております。

○委員 事務局の説明の中で、十分な広さが担保されているというお話があったのですが、あの写真を見る限り、基準上はクリアできていると思うんですが、広さがあるということが必ずしも良いのかというと、そうではないと思っています。あの広いスペースで利用者はどう感じるのかということが重要になるかと思います。

○委員長 まだ実際上のサービスが提供されていないということと、それを知るためには、そこへ実際にお邪魔して、利用の状況を見させていただかないとわからない。大きな限界がこの委員会にあるということで、当面、出された資料で、建物のハードの面、外見的な基準でもって、満たしているかどうか、という審査しかないという。その限界をしっかりと私たちは認識しておく必要があると思います。本来ならば、事業を始められてから、何回か実際の状況を見せていただくような機会があると、もう少し私たちの理解も深まるかなと思います。また、サービスの質が何よりも大事だと思うのですが、そのサービスの質をどうやって評価するかという、これもまた難しい問題です。この資料で言うと、人ですね。サービスを提供する人が何人いて、その方の介護の持っておられる力量がどの程度なのか、ということによって大きく影響をされるのだらうと思いますが、私たちがチェックできるは、何人という、そういう部分になってしまいます。それで、先程委員会が始まる前に事務局の方に申しあげたのですが、提供いただいた資料1-2の3枚目、付表3-1のところ、小規模多機能型居宅介護事業所の記載事項という表があります。この表で書かれてある従業者の職種員数というところで、常勤、非常勤等に分かれていて、それぞれ介護従事業者、うち看護職員、介護支援専門員というので、数字が入っていますね。例えば、介護従業者、専従で3と書いてある。うち介護職員、専従で1と書いてある。これに対応する資料が、その後にあります、4月から勤務される方の毎日の勤務状況を表にしたものがあります。これを、先ほどの記載事項の人数とこちらの職種のところでチェックすると、少し不整合なところがあるということに気がついたということです。だから、もう一度この部分は、チェックしていただきたいなと思います。例えば、記載事項のほうで、常勤のところ、介護従業者、専従で3となっていて、その右側の欄では、うち看護職員、専従で1と書いています。これを常識的に理解すれば、3人の中の1名は、介護職員ということになります。ですが、こちらの一覧表にはそうはなっていません。というような、少し

不整合があります。この部分については、改めてチェックしていただきたい。特に、人数は大事なところですから、これが曖昧だと困りますので、この点は、再度チェックをお願いしたいと思います。

ほか、いかがですか。

○委員 訪問の時間帯が24時間になっています。実際、オープンされてから、実績とかがってというのは、見られたりされるのですか。24時間ちゃんと訪問ができているかどうか。以前、在宅のケアマネをしていたのですが、小規模につなげようと思ったときに、20時以降は訪問をしません、と言われたケースがありました。そういうところの実績は、チェックされているのでしょうか。夜間に人を配置するというのは、事業所としては、予算的にも関わることになりますので。

○事務局 地域密着型サービス事業所に対しましては、2年に1度のペースで実地指導を実施しており、その中で訪問サービスの提供頻度も含めたサービス提供の方法等について確認をさせていただいております。ただし、実際、すべての利用者の意向が反映されているかどうかまでは、実地指導の中でも確認が難しい部分がありますので、そういった状況がありましたら、再度確認をしてまいりたいと考えております。

○委員 夜間訪問が必要な方には、夜間の訪問が、実績として、何年もやっているとは必ず残ってくるのではと思います。その中で、今まで開所されている事業所であっても、夜間訪問がゼロであれば、良くないのではないかと思います。

○委員 私の事業所は運営開始して、この春で丸4年ほどになりますが、思い返してみると、ほぼ夜間の訪問はないです。

理由としては、利用の希望がなかったことと、夜中にそれだけの訪問数を入らないといけないというケースがありませんでした。ただ、夜間に緊急で連絡が入ったので、走ったということは過去にあります。宿直者も配置しているので、そのまま御自宅へ伺うという形にはなるのですが、4年間の中で、私のところで言いますと、ほんとに数えるほどというぐらいです。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 つまり夜間の訪問がないというのは、そういう要望がない、少ないという場合と、あったが行けなかったという場合と、二通りあるのだらうと思います。問題にされたのは、後者のほうですね。

○委員 そうです。

○委員長 そのことをどうやって把握するかですが、実地指導というのは、事業者に対して行うものですよ。だから、要望があったけど行けなかったことがあるかなどは、聞く機会があるのですか。

○事務局 小規模多機能型居宅介護に関わらずですが、例えば、サービスに対しての相談やお困りごとというのは、市民の皆様から頂戴する場合があります。ただ、夜間に訪問が来ていただけないという相談は、これまで受けたことがありません。もしかしたら、委員がおっしゃられているような状況が実際はあるのかもしれないですけれども、その部分を直接的に事業所にお伺いに行くということは、今もしていません。ただし、小規模多機能型居宅介護につきましては、先ほどもおっしゃられたように、通いと訪問と泊りをミックスしたサービスであり、また、1週間あたりでサービスをおおむね4回組み合わせて提供するというルールになっておりますので、例えば、通いを4回利用される方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、通い1回、泊り1回、訪問2回という使い方の方もいらっしゃるかもしれません。そのあたりの確認というのは、実施指導の中で、サービスが過小ではないかという部分で、総合計での確認はさせていただいているところではあります。しかし、夜間帯など、時間にスポットを当てたところでの確認はできておりませんので、そのあたりについては、今回御意見をいただきましたので、今後の確認方法等について検討してまいりたいと思います。

○委員 ちなみに私が例に挙げた事業所は、草津市の事業所ではありません。

○委員 グループホームのように外部評価などはないのですか。

○委員 今年度から小規模多機能型居宅介護につきましては、外部評価はなくなり、運営推進会議の中で自己評価を行う方法に変わっています。

○委員 私の勤務しているグループホームでは外部評価の際に、御家族に匿名のアンケートを実施しており、伝えたいことがあったら、書いてくださいということでお願いし、外部評価の際に公表をしております。これは、とてもすてきなシステムだと思います。特に、小規模多機能型居宅介護の場合は、前回の委員会ของときも申しあげましたけれども、御家族が声をあげにくいサービスだと思います。一つの事業所でサービスが完結する形態です。他のサービスとのつながりがなくなるので、例えば、記録の中で、夜間の要請があったけれど、考えてみたら、こういうふうに課題分析したら、夜間でなくても、訪問ができて、目的が達成できましたというような、そういう流れが記録として残っているとわかりやすいなと思います。

○委員 私の言い方が悪かったのかなと思うのですが、小規模多機能につなげなかった方が、服薬があったので、夜間21時に訪問してほしいと言ったところで、断られたケースがありました。だから、小規模多機能型居宅介護につなげられなかったケースです。事業所の実績は当然ないというか、もうその時点で20時以降行けないっていう形で、うちは行けないということで、つなげられなかったケースでした。

○委員 普通であれば、訪問は夜間であってもすればいいだろうなと認識しています。ただし、御家族や御本人からの要望は、必ずしも必要なものなのかどうかの精査をしないといけないと思います、やってほしいことをやらしてもらえなかったら、それが不平不満としてたまって、苦情としてつながる。でも、それは利用する側の認識と、事業者側のずれになるかと思います。それこそ薬というところだけで、ピックアップすれば、飲むタイミングを変えるとか、何かをすることによって、その訪問時間をずらすこともできるかもしれないです。また、それによって御本人の睡眠時間を確保するということもできるかもしれないということであれば、単純にそのサービスが御家族から不満として、苦情として来たっていうことだけでは、はかれないだろうなというのは思います。ただ、そこで切ってしまうと、今度は、事業者が強くなってしまうので微妙なところだとは思いますが。

○委員長 そのポイントが、この運営推進会議の中身に関わることなのかなと思います。今回の場合、一步は、まだ運営推進会議はされていないですね。

○事務局 はい。まだ事業を開始されていませんので。

○委員長 申請時の提出資料では、運営推進会議のメンバーのお名前は挙がっていますが、利用者の代表から入らないことになっていますか。

○事務局 私たちも既存の地域密着型サービス事業所の運営推進会議には出席しておりますが、なかなか利用者が入っている運営推進会議というのは少ない状況にあります。理由としては、認知症対応型の事業所であれば、認知症の症状がある程度進んでいる方が多く利用されていることや、利用時間等の問題等により、利用者の方はなかなか入ることができないのかなと思っております。

○委員長 おそらく設置の目的と実態とに乖離がある。特に利用者側の方が、今、おっしゃっているような事情があって、なかなか時間的な面もあって、参加しづらいのかなという感じはします。でも、本来的には、利用者と事業者の色々なすれ違いを調整するということは、すごく大事なわけです。そのためには、利用者の側も、こういうところで、しっかりと意見を反映できるような運営ということが必要ですね。このあたり課題でしょうね。

どうですか、何かアドバイスとかいただければと思います。

○委員 利用されている方、もしくは御家族からの声を反映するために、事業所としてやっていることでしかないのですが、契約の時点で、苦情を遠慮なく言ってほしいということを申しています。言ってもらえない関係のほうが、私としては辛いので、それを言ったことによって、当事者、利用されている方が、何か事業所で嫌な思いをされるとか、何かそのようなことが起こるのであれば、そういうふうなことをした職員のほうを私は指導するので安心してください、という話をします。そこまですると、何でもおっしゃってくださいというようなことが多いかなと思います。それが全てじゃないかもしれませんが。

○委員長 利用者側の立場にいる人間ですとなかなか言いづらいというのは、よくわかり

ます。でも、やはり言わないと、良くなっていかないので、その辺りが難しいところだと思います。

○委員 介護相談員という制度があります。介護相談員という制度は、各事業所に回って利用者から日頃の悩みごと等を聞き取って、それを事業者に伝える、仲介するという制度ですが、余り利用されていない状況にあります。

ですが、この事業所は、先程の訪問の話になりますが、訪問体制の強化加算も算定される予定となっておりますので、大丈夫かとは思いますが。ほかの市では、小規模多機能型介護事業所で人員が不足しており、夜間に回す人手がなくなって、デイサービスと変わらない状態になってしまうというのがあります。その部分は注意が必要だと思いますが、草津市の小規模多機能型居宅介護事業所は、訪問にはすごく力を入れていらっしゃる事業所が多いので、そういう意味では、レベル高いとは思いますが。

○委員長 運営推進会議は、おおむね半年に一度の開催ですか。

○事務局 おおむね2カ月に一度になります。

○委員長 2カ月に一度であれば、開所されて以降、少し経過したところで、どういう状況か確認いただければと思います。

ほか、ございませんか。

○委員 有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、デイサービスと一気に事業所の数が増えましたので、法人としての管理体制、コンプライアンスの部分が少し心配になります。一気に増えた時は、悪気があるわけではないのですが、手薄にどうしてもなってしまうので、そこは県と一緒に管理していく必要があると思います。

○委員長 そうですね。ぜひ、県と一緒に管理してください。

○事務局 はい。

○委員 悪気なく違反してしまっているケースが結構ありますので。

○委員長 いかがですか。

議事1、小規模多機能型居宅介護事業所の指定について、ほかに御意見、御質問ございませんか。

○委員 小規模多機能型居宅介護の上の階に有料老人ホームを作ったというのは、そこにお住いの方が、下の小規模多機能型居宅介護を利用する前提だとは思いますが、それは必ずしもそこを使うというものではないですよ。

○事務局 必ず利用しなければならないというものではありません。

○委員 一旦、そこに入居される方が、ほかのサービスを使ってもいいし、場合によっては、そこに入居される方が、市内のほかの小規模多機能型居宅介護を利用しても問題ないですよ。実際、サービス付き高齢者向け住宅等でも囲い込みをされるという話がありますので、再度お伺いしたいと思います。

○事務局 必ず併設のサービス事業所を利用しなければならないというものではありません。

○委員長 そのことを入居するときに、きちっと利用者の方に御説明しないといけないということですよ。

○委員 そうですね。

○委員長 有料老人ホームを利用されているからといって、その下にあるサービスを必ず利用しなければならないということではなくて、他に求めることもできると言わなければならないと思います。そういうことは、大事な契約の条項として、しっかりと説明することが必要なのかなと思います。また、ハードの面になりますが、一つの建物の中で1階と2階になりますが、その中に階段か何かあるのですか。行き来できるようになっているの

でしょうか。

○事務局 入り口は1カ所になり、2階へ行くために階段とエレベーターが設置されています。また、入り口を入れて左側が小規模多機能型居宅介護、右側がデイサービスとなっております。

○委員長 玄関が一緒であれば、ハード面からは余り区別つかないですね。だからこそ利用者に対しては、そのところは選択できるということをしっかり説明してもらう必要があると思います。

○委員 明文化することはすごく大事でしょうね。

○委員長 そういうことですね。

○委員 このように併設で事業運営をされるところは、珍しいですか。ほかでもあるのでしょうか。

○事務局 小規模多機能型居宅介護と有料老人ホームの併設というのは、市内では初めてになります。現状、小規模多機能型居宅介護事業所は市内に5カ所あるのですが、単独運営されているところばかりですので、併設という形態は初めてになります。

○委員長 今回の場合は、市や県からの一切の補助金なしに、独自で建てられるということですので、その事業の内容について、県や市の立場からこうしてくださいとかは言えないという、そういう問題もありますね。

他に何かありますでしょうか。いかがでしょうか。

他に質問、御意見等なければ、本件、小規模多機能型居宅介護事業所一步の指定申請について、お諮りしたいと思います。

小規模多機能型居宅介護事業所一步の指定に賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○委員長 次に、実地指導の結果について、お願いします。

○事務局 議事「(2) 実地指導の結果について」ですが、資料2を御覧ください。今年度は平成27年11月から平成28年2月の間に、認知症対応型共同生活介護事業者所7件、認知症対応型通所介護事業所2件、小規模多機能型居宅介護事業所4件の合計13事業所に対して、実施指導を行いました。今回は、資料2のように、主な指導内容ということで、事業ごとに指摘させていただいた項目をまとめさせていただいており、(4)で、それぞれの事業に共通する事項ということで指摘事項を挙げさせていただいております。

主な指導内容としまして、認知症対応型共同生活介護については、そこに居住されているサービスになりますので、預かり金や立て替え払い等、利用者のお金を預かる場合がありますが、その際、利用者やその家族等から契約時に口頭での御説明をされているということだったのですが、今回、市からは、金銭に関わることですので、書面での同意をいただくように指導をさせていただきました。

次に、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護につきましては、医療費控除の対象となるサービスになる場合があります。と言いますのは、医療系のサービスの訪問看護等、介護サービスの中の医療系サービスを利用された場合には、介護サービス費が医療控除の対象となるといったルールがありますので、それを領収書において明記していただくようにということで、各事業所へ説明させていただきました。

また、共通事項といたしましては、県のルールをもとに市でも基準として設けているのですが、介護従業者の質の向上のために人権の擁護、虐待の防止についての研修の機会を設けること、非常災害が起きた場合に、その事業の継続ができるように他の社会福祉施設等との連携を図ることを基準で明文化させていただいておりますので、その内容を運営規定に位置づけたうえで、それに対する取り組みをお願いします、という内容の指導をさせていただきました。

簡単ではございますが、実地指導につきましては、このような形で行っております。また、実地指導と別に、平成28年2月24日に、市内の各地域密着型サービス事業所及び次の議事3で御紹介する地域密着型通所介護事業所に移行予定の通所介護事業所にお声掛けさせていただいて、集団指導を実施させていただきました。内容としましては、御紹

介ささせていただいた実地指導の結果や、平成28年度の制度改正に関する内容等を説明させていただきました。

以上、非常に簡単ではございますが、議事2の説明となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 資料2に基づいて、御報告いただきましたが、いかがでしょうか。

こちらについても、先ほど、事務局の方と少し御相談させてもらったのですが、この実地指導については、当委員会で節目、節目のところで、御報告いただきたいと思います。また、今後、実地指導をされたときに、それぞれの問題点をしっかりわかりやすく提示していただきたいということをお願いしました。今回の場合ですと、13事業所について実施されたということですが、今回提出いただいた資料については、どこの事業所で、どういう指導をしたか、といった記載の仕方ではありません。まとめて触れられていますので、可能であれば各事業所、匿名で構わないと思うのですが、A・B・Cなど、こういう実地指導をさせていただいたというのを出していただきたいと思います。あわせて、その指導の項目ごとに、こういう指導件数は幾らあって、経年的にずっとやっていくと、そこに一定の特徴が把握できると思いますので、そういう形でのデータの整理と提出を今後していただけると、委員の皆様にも理解していただきやすいのではないかと思います。

実地指導の中身にかかわって、御意見、御質問ございませんか。

それでは私からですが、主な指導内容②で預かり金や立替払い等、これについての扱いは一般的な指導の基準等はあるのですか。入居者の方から、事業者はお金、現金等お預かりして良いものかどうか。その場合は、お預かりするとなると、どのような手続等をしなればいけないのか。何か基準がありますか。

○事務局 通知や文書はないかと思います。しかしながら、万が一に、金銭面のトラブルがあった場合に、事業所のためにも利用者のためにも、書面で何らかの取り決めに交しておいたほうが良いということをお市からお伝えしております。

○委員長 その書面のひな形とかがありますか

○事務局 現時点においては、ひな形はありません。様式については、事業所ごとにお任

せしております。

○委員長 私の経験から言いますと、認知症の方は、よくお財布を盗まれたとかおっしゃるケースがあるかと思えます。そういうときに、トラブルになったりします。だから、そういう方が、入居施設であれば、日常的なところで直接お金を使うことはないのであれば、原則としては、現金は持っていないということかと思えます。ただ、何かしらの、通常の介護サービス以外で、物が必要であったというときのために、お支払いするためのお金は、一定額事業所がお預かりする。何か使った場合には、御家族に必ずその都度、了解を求めるとか、そういった規定を作成しておいたほうが双方でトラブルが生じた際に、必要なのかなという感じはします。それは、事業所の側からしても、リスク回避の大事な条件ですね。そこが曖昧だと、必ず心配がありますので、また御検討いただければと思います。

○委員 今、おっしゃられたような事例は結構あるものなのですか。

○委員長 統計的なものは、よくわかりませんが、あるかとは思います。

○委員 例えば、認知症の方ですと、成年後見人がついていらっしゃることも等もあるかとは思いますが、ついていらっしゃらない方がどのくらい入居者でいらっしゃるかなど、もし御存じでしたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○委員 私の事業所では、新しく利用をされる方に対しては、原則的に現金の持ち込みは、御遠慮いただいております。施設のもの以外でどうしても御本人さんが欲しくなって、買わないといけないときには、家族さんに直接購入していただくか、もしくは、事業所のお金で立て替え、請求書に載せて、後日請求させていただくという方法をとっています。また、認知症の方の中には、お金がないと不安になられたりされる方がいらっしゃいます。必要最低限のお金を持っておられると安心される方も中にはいらっしゃるのですが、そういう方については、御家族にお願いして、御本人の財布にお金を入れて、幾ら入っていますというのを、御家族に確認していただいて、書面で残して保管しています。毎月1回その財布の中身をチェックして、金銭が合っているかというのを確認はしています。そういった

利用者からの訴えが段々少なくなって来れば、家族さんのほうにお金をお返しするというやり方もやっていったときがあります。

○委員長 成年後見人制度は、制度は立派なのですが、実際にやろうと思うと、大変な手続がいるそうです。それ以外にも、社協がもっと簡単な形で代行するというのがありますが、それはそれで手続が大変で、実際上は、そういった公的な制度を利用して、入居者の方の金銭関係や契約等について、誰かが援助するというケースは、そんな多くはないのが現状だろうと思います。

○委員 同居の家族がいらっしゃる場合は、ほとんどないです。独居で、認知症がかなり進んでいる方なんかの場合はありますが、一般の後見人制度の受け手がなかなか育たないので、なかなか普及しない状況です。お金もかかります。

○委員 そういうことがこれからどんどん増えてくるのであろうから、事業所側のリスク管理ということで、何かしら規定を設けたほうが安心なのかなとは思いますが。

○委員長 事業所の集まりなどで、例えば、情報共有するのも一つの手段ではないかと思います。また、市がそういったものを紹介するとか、当面、そういうやり方が良いのではないのでしょうか。強制できるものでもないでしょう。

○事務局 今、お話がありましたように、事業所ごとにそれぞれのやり方というのがあります。好事例というわけではないのですが、そういった良い事例については、実地指導の中で、他の事業所でこういうことをやられているので、こういうことをやられてはどうですかという形で、そこは指導ということではなくて、助言をさせていただくことは、今もさせていただいています。

○委員 原則的には、利用料以外の金銭の授受は駄目を大前提にする。おっしゃっているとおりです。ただし、現実的な問題として、それが必要になるケースもあるでしょう。そうすると、介護保険法じゃなくて、民法の世界になってしまうので、なかなか難しい。

○委員 実際利用者で、高齢者のひとり暮らしの方が、全く身寄りがなかったのに、成年後見をつけられました。それまでは自分でお買い物も行けていたのに、全部管理されることで、却ってイライラが募ってしまいました。結果、その利用者は、お家の中で骨折されて、老健からグループホームに入所されてしまったのですけれども、なかなか後見人制度を進めて良いものやら、まだ自分で管理できると思っている方の見極めというものは難しいです。したらしたで、自分で思いどおりにならないといったイライラ立ち等もあって、難しい問題だと思います。よく相談も受けるのですが、実際にしたものの、苦情のほうが多いのかな、というのが現状です。

○委員長 大変な問題ですね。

○委員 ケアマネや地域包括支援センターが成年後見制度を良いと言っても、まだ、そこまで理解し切れていない現状にあります。介護者のほうが、まだまだそこまで理解し切れていないという現実もあるのではと思います。

○委員長 そうだと思います。簡単に理解できることなさそうですね。

○委員 難しいです。

○委員長 それは、市の別の課題かもしれませんが、そういうことに対する講演会などを考えていただければと思います。

よろしいですか。

ほかに御意見がなければ、議事「(2) 実地指導の結果について」、終了させていただいて、議事「(3) 介護保険制度の改正について」、事務局からお願いします。

○事務局 資料3-1と資料3-2をあわせて御覧ください。

まず資料3-1になりますが、介護保険法の改正によりまして、利用定員18人以下の通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所となり、指定・指導権限について、これまで都道府県にあったものが、各市町へ移行されることとなります。

具体的な内容について、資料をもとに順に御説明いたします。

まず、移行対象となる事業所につきましては、今も申しあげましたとおり、平成28年4月1日において、利用定員が18人以下の通所介護事業所となります。事業所の利用定員の数え方につきましては、資料3-1に表で参考として挙げております。

移行に際する手続といたしましては、平成28年4月1日時点で通所介護の指定を受けている事業所につきましては、地域密着型通所事業所として指定があったものとみなされるため、特段の手続等は必要ございません。

みなし指定の範囲といたしましては、事業所が所在する市町から地域密着型通所介護事業所として指定があったものとみなされ、また、平成28年3月31日において、事業所が所在する市町以外の市町村を保険者とする利用者がある場合は、当該市町村から指定を受けたものとみなされます。ただし、これは該当する利用者個人に限られたみなし指定となります。

指定基準といたしましては、厚生労働省令では、現行の通所介護の基準とほぼ同様の内容となっておりますが、先ほどから話にあがっている運営推進会議の設置が必要となっております。なお、地域密着型通所介護の指定基準につきましては、厚生労働省令に基づき、市町が条例で定めることとなりますが、当該基準条例の制定に際しては、1年間の経過措置が設けられております。このため、条例が施行されない間は、これは滋賀県の条例ではなく、厚生労働省令で定める基準が適用されます。あわせて、既存の地域密着型サービスである認知症対応型通所介護事業所になりますが、同様に運営推進会議の設置、開催が平成28年度より必要になってまいります。

ここで、資料3-2を御覧ください。今般の介護保険制度の改正に伴い、この3月議会において、基準条例の改正について、議案として上程をしております。

内容といたしましては、先ほど申しあげましたが、地域密着型通所介護については、条例制定について、1年間猶予期限があるところですが、認知症対応型通所介護には、これがないため、運営推進会議の設置について、規定する必要がある、あわせて事業所と同一建物に居住する利用者に対して、認知症対応型通所介護を提供する場合、当該建物に居住する利用者以外のものに対しても、当該サービス提供を行う旨の規定が厚生労働省令で規定されたことに伴いまして、市条例についても同様の内容で改正するものとなっております。

資料3-2を御覧いただくと、新旧対照表という形で、このような形で条例改正を挙げ

ておるところでございます。

また、資料3-1に戻っていただきたいのですが、運営推進会議につきましては、事業所が自ら設置するもので、利用者、市町村職員、地域の住民の代表等に対して提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としております。

なお、当該運営推進会議については、おおむね6カ月に1回の開催を目安としております。

介護報酬につきましては、現行の基本サービス費が踏襲される予定となっております。

移行後の新たな利用者の受け入れにつきましては、先ほども申しあげましたとおり、地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町の被保険者のみが利用できるサービスとなりますが、事業所が所在する市町外からの利用希望者がいる場合、所在地市町と利用希望者の保険者である市町の双方の同意があれば、利用希望者の保険者である市町からの指定を受けて、受け入れすることも可能となります。

最後に、移行後の変更届等の各種手続につきましては、変更届等の提出に当たりましては、平成28年4月1日以降は、本市となります。

議事「(3) 介護保険制度の改正について」の説明は以上となります。

○委員長 どうもありがとうございました。

介護保険法の改正に伴って、市の条例を改正すると、そういうような内容でございました。いかがですか。

よろしいですかね。

○委員 はい。

○委員長 それでは御意見がないということで、議事「(3) 介護保険制度の改正について」、了解いたしました。

次に、議事「(4) 今後の地域密着型サービス事業所指定の取扱いについて」、お願いします。

○事務局 それでは、議事「(4) 今後の地域密着型サービス事業所指定の取扱いについて」、御説明いたします。

資料4を御覧ください。まず初めに、当委員会の位置づけでございますが、草津市附属機関設置条例に基づき設置されておりました、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスにかかる費用の額、事業者の指定、施設等の整備並びに人員、設備及び運営の基準についての調査審議に関する事務について、担任いただくことになっております。

また、委員会の開催状況等につきましては、現在、審議案件等が生じた段階で、約2カ月前に委員会開催について、委員長に打診をさせていただきまして、各委員の皆様へ開催案内をお送りさせていただいているところでございます。

審議案件といたしましては、介護保険制度の改正内容や、それに伴う市条例の改正、事業所の指定、実地指導・集団指導等の結果報告等となっております。

こうした中、介護保険制度の改正内容やそれに伴う市条例の改正等については、年度当初や年度末の開催について審議案件として挙げておりますが、地域密着型サービス事業所の指定については、先ほどもあったのですが、事業者が希望する開所日が、それぞれ異なるため、事業者の開所希望に合わせて柔軟に委員会を開催しているところであり、今年度におきましても、年4回の開催を念頭に予算措置を行っているところでございました。

また、先ほども御説明させていただきましたとおり、介護保険法の改正により、利用定員18名以下の通所介護事業所が、平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所となり、指定・指導権限が滋賀県から本市へ移行されることとなります。あわせまして、これは予定になるのですが、平成30年4月からは、居宅介護支援事業所の指定・指導権限が都道府県から各市町へ移行される予定となっております。

このことから、今後、地域密着型サービスの指定案件が増え、現在の当委員会の開催回数では、各事業所の開所時期に合わせた柔軟な対応が困難となることが予想されます。

つきましては、今後、地域密着型サービスの類型が増え、また指定件数の増加が予測されますことから、資料下段の①、または②の場合に限り、当委員会の指定にかかる審議案件としたいと考えております。

案ですが、①が、市が公募を実施した事業所整備、補助事業にかかる部分についての指定につきましては、当委員会で審議をいただく。

②が、新たなサービス類型の指定については、当委員会で御審議いただく。

なお、①および②以外の事業所指定については、委員会の開催時に合わせて事後報告を

させていただきたいと考えております。あわせて、今後につきましては、例えば、年間を通じて、地域密着型サービスごとに、その利用状況や給付の状況等についてまとめさせていただき、本市における地域密着型サービスの現状等を御報告させていただいた上で、その提供状況等について、広く御意見をいただくなど、審議内容については、先ほども委員長の方から、御意見があったようなところも、踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

非常に簡単ではございますが、議事「(4) 今後の地域密着型サービス事業所指定の取り扱いについて」、説明は以上となります。

○委員長 当委員会の審議する内容や回数も含め変わるということです。制度変更もありましたので、この部分は委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

つまり、今回の提案だと、本日の議事(1)については、今後こういう形では審議がなくなるということですよ。

○事務局 そうです。新たなサービス類型の指定がある場合に、御審議をいただくという整理にできないかなというふうに考えております。

○委員長 当委員会の役割というのは、介護保険法と、市の条例に沿って、地域密着型サービスがしっかりと適正に運営され、なおかつ、より良いサービスが提供されるように、しっかりと見ていくという、そういう委員会だと思います。ただ、市への指定権限が多くなることによって、審査件数が多くなる。そうすると、委員の皆様も、それぞれお仕事をしながら、お忙しい中、日程調整してこうやって集まっていたのですが、それが大変難しくなるという。そういうこともあって、当委員会で審議する項目をしぼる。あとは、事後報告という形にさせていただきたいというのが、おおまかな今回の報告の趣旨かと思うのですが、それで大丈夫なのかというところもあります。委員の皆様の方から、御意見をいただければと思うのですが。

○事務局 先ほどから申しあげている平成28年4月1日から18人以下のデイサービス事業所が権限移譲で、市町の方におりてくるところなのですが、正式な数という

のが、まだ滋賀県のほうから私どもいただいているのですが、およそ26事業所程度はおりてくるということを事前に伺っております。また、次の議題でも御紹介をさせていただくのですが、5月に開所される地域密着型通所介護事業所がございます。デイサービス事業所は、草津市内はかなり多くて、今後もどんどん増加していくことが予想されております。その中で、先ほど申しあげたのですが、今まで指定を行うにあたっては、事業所の開所時期というのが最初にあります、そこを念頭に委員会を開催するという形をとっています。そのやり方が、今後、非常に難しいと思っており、工夫ができたかなということ、今回、このような形でお示しをさせていただいているところでございます。

○委員 デイサービスに関して言いますと、今、県が指定していますけれど、ほぼ毎月指定があります。毎月、この委員会を開くのはまず物理的に難しいという話が出てくるのが一つ。それから、今、指定の申請自体は、県の場合は、このような委員会開いておりません。書面上と現場を確認して、事務処理的に、指定しています。むしろ、指定した後のほうが、本当は大事になります。介護保険法では、適切な介護事業の運営ができないと認めない限りは、事業所指定をしないといけません。できるのっていう状態では、指定することになります。絶対にこれじゃできませんよねって言い切らないと指定を拒否することはできない。それは判例も出ていますので、そういう意味では、介護サービスは、これからまだ需要は増えていきますので、参入のハードルは、できるだけ低くして、その後のフォローのほうが大事にしたほうが良いだろうなというのは、全国的な傾向ですね。

○委員長 指定する前より、指定した後が大事だということですね。

個人的な経験から言わせていただくと、この域密着型サービスの委員会に関わらせていただいて、大変勉強になったんです。というのは、委員の事業所にお邪魔しましたけど、いろいろ事業所の中を見せていただいて、施設経営の理念とか、そういうことも伺った、そういう機会が幾つもありました。それで、実態としてこういうものなのかということがわかったのが、私にとってはすごくありがたく、勉強になりました。ただ、指定前ですから、まだ利用者さんはいらっしゃらない。建築業者の方が内装や備品搬入とか忙しい中で、申し訳ないなと思いつつ見せてもらったところもあるのですが、本来的には、サービスの内容をしっかりと把握するという点で言えば、開所されてからしばらくたったところで、この委員会が見せていただくことや、事業者の方や利用者の方からお話を伺う、そういう委

員会のあり方というのも、考えられるのではないかと思います。

どうですか。受け入れる側からすれば、何かメリットありますか。

○委員 開所してから何らかの目が入るとというのが、それも外部評価だけじゃなくて、こういった委員会も含めたものが、外から見学という形でもいいですけど、やっぱり人の目が入ると、その瞬間かもしれないですけど、ピッとします。そういう意味では良いのではないかと思います。

○委員長 小規模多機能型居宅介護に限らず、一般の事業所、施設というのはなかなか外から一般の人が見るわけにいかないところもあります。一つの施設の評価はどれだけ開かれているかということが評価の基準として大事だとも言われています。そういう点では、比較的小規模な委員会ですから、もしそういうことが可能であって、事業所側も受け入れていただくとすれば、比較的受け入れやすい規模かなと思います。

今の内容は、私の個人的な提案で、本日の議題そのものではないですけど、今後、もし市の御提案のように、審議の対象が限定され、市の調査の事後報告という形になれば、当委員会のあり方として、今言ったようなことなども今後検討していただければ良いかなと思います。

よろしいですか。

議事「(4) 今後の地域密着型サービス事業所指定の取扱いについて」は、以上とさせていただきます。

それでは、議事「(5) その他について」、お願いします。

○事務局 私のほうから2点だけ報告させていただきます。

一つ目ですが、前回審議いただきました小規模多機能型居宅介護事業所の指定案件について、駐車スペースについての御意見をいただいております。道路に面しているところで、垂直に駐車をすることは草津市の指導上、認められていないのではないかと、この御意見でした。担当部署に確認いたしましたところ、結果として、当初の開発協議の際に提出された図面から途中で変更があったということで、そのことについては、ふさわしくないということが確認できましたので、是正いただきました。現在は、道路に併行した形で、駐車するような仕様とされており、内容としては改善されておりますので、御報告させて

いただきます。

もう一つです。先ほど、お話しさせていただいたのですが、来年度5月頃に、18人以下の地域密着型通所介護を新たに開所したいということで、相談のほうを受けております。先ほど、案で出させていただいた中で、皆さんから異議がありませんでしたので、今回お示しさせていただいた内容で進めさせていただく形になりますと、地域密着型通所介護は、初めて指定するサービス類型ということになりますので、当委員会で審議をいただくことになります。5月の開所を念頭に考えますと、おおよそ4月中旬から下旬にかけて当委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、本日、この場をお借りしまして、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、今週中に御返事のほうをよろしく願いいたします。

事務局から以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

以上、よろしいですか。

私のほうから、一つ御提案なのですが、これも先ほど事務局との相談ですが、委員会の頻度が年4回ですね。その間、期間があり、また、その間に制度が変わったりして、そういった部分が追いついていかないですよ。とはいえ、細かいところまで、条文のどこまでというのは、なかなかフォローできないし、理解も難しいわけですけど、新聞などで報道される大きな制度の変更であるとか、あるいは、それに伴っての全国の状況や滋賀県の状況や、地元の状況などが新聞で報道される場合もあります。そういう当委員会に関連する新聞の記事を市のほうでコピーしていただいて、一定程度を、委員会の始まる前にまとめて送付していただければ、関連するところは今こうなっているということを事前に勉強させてもらえてありがたいのではないかと考えております。お仕事を増やすようで申し訳ないのですが、そういうことをお願いしたいなと思っております。

委員会の持ち方として、最初のところで、介護に関わる制度がどう変わってきたかとか、他市ではこういうことを実施しているとか、少し報告していただけると、審議会の議論もしやすいのではないかと思います。そのあたりのところ、ぜひ御検討いただければと思います。

ほかにございませんか。

それでは、これで終了いたします。

○居川介護保険課長 本日は、長時間にわたりまして、また、非常に具体的な現状のお話も交えて、御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。また、今後の委員会のあり方についても貴重な御意見いただきましたので、より良い委員会となりますように進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。